

**藤沢市剣道連盟 支部指導者各位**  
**藤沢市中学校／高校剣道部顧問各位**

藤沢市剣道連盟 指導・教育専門部会  
 部長 朝長 忠雄

**稽古会・講習会のご案内（平成30年10・11月版）**

各位には、平素より藤沢市剣道連盟の活動に、ご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、10・11月の行事を下記要領にて開催しますのでご案内いたします。市内小中学生および家庭婦人を含む一般会員の方など、多数ご参加いただきますようお願い申し上げます。

(記)

**稽古会・講習会・級位審査会のご案内**

No	開催日	開始時間	稽古会・講習会	会場
1	10月 7日(日)	13～17時	市剣連審判法講習会 兼 市剣連合同稽古会	秩父宮記念体育館武道場(全)
2	10月14日(日)	14～17時	市剣連高段者研究会	川崎道場
3	10月21日(日)	9～17時	第25回 藤沢市剣道錬成大会	秋葉台文化体育館 第1アリーナ
4	10月28日(日)	13～17時	三段以下受審者講習会	秩父宮記念体育館・武道場(全)
5	11月18日(日)	13～17時	小学生強化練習会・市剣連合同稽古会	秩父宮記念体育館・武道場(全)
6	11月25日(日)	14～17時	市剣連高段者研究会	川崎道場

**1. 10月 7日(日) 13:00～17:00 秩父宮記念体育館武道場(全)**

**市剣連審判法講習会 兼 市剣連合同稽古会**

- ・参加対象 : 剣道四段以上の支部指導者・一般会員、中学・高校剣道部顧問(段級不問)
- ・申込締切 : 9月30日(日) 厳守 支部代表者経由で申し込み。  
(指導・教育専門部会・朝長宛 : Fax. 0466-23-1430)
- ・講師 : 藤沢市剣道連盟 剣道教士七段 廣吉 康成
- ・講習内容 : ①審判法の説明 13:15～13:30  
 ②審判実習(模擬試合で実際に審判を行う) 13:30～15:15  
 ③合同稽古(指導員元立ちによる指導稽古、互格稽古) 15:30～16:30

2. 10月14日(日) 14:00~17:00 川崎道場

**10月度 市剣連高段者研究会**

- ・参加対象 : 剣道四段(受審予定者を含む)以上の家庭婦人・一般女子、一般会員(申し込み不要)
- ・稽古内容 : ①日本剣道形稽古 14:00~15:00  
②高段者元立ちによる指導稽古および互格稽古 15:10~16:30
- ・参加資格 : 藤沢市在住、在勤、在学、登録支部およびクラブに所属している者、藤沢市剣道連盟登録者のいずれかに該当する者

3. 10月21日(日) 9:00~17:00 秋葉台文化体育館 第一アリーナ

**平成30年度(第25回)藤沢市剣道錬成大会**

- ・参加対象 : 小・中学生、高校・大学生を含む一般男女(申し込み要)
- ・競技方法 : 少年の部; 団体戦、学年別個人トーナメント戦  
一般の部; 男子団体戦、女子団体戦

4. 10月28日(日) 13:00~17:00 秩父宮記念体育館武道場(全)

**市内中学生 および 一般(三段以下) 受審者講習会**

- ・参加対象 : 市内中学校生(剣道部・支部・道場の所属は不問、個人参加も可)および 剣道三段以下の家庭婦人・一般女子、一般会員(事前申し込み要)
- ・講師 : 藤沢市剣道連盟 剣道教士七段 貝原 俊明
- ・申込締切 : 10月24日(水) 厳守 部活顧問、支部代表者経由で申し込み。  
(指導・教育専門部会・朝長宛: Fax. 0466-23-1430)
- ・稽古内容 : ① 剣道形審査稽古 13:20~14:20  
② 実技審査講習 14:30~15:40  
③ 受講生と指導の先生による合同稽古 15:50~16:30

5. 11月18日(日) 13:00~17:00 秩父宮記念体育館武道場(全)

**11月度 小学生強化練習会・市剣連合同稽古会**

- ・参加対象 : 小中高生、家庭婦人・一般女子、一般会員(段級不問、申し込み不要)
- ・稽古内容 : ① 基本稽古、試合稽古など(小学生) 13:00~15:00  
② 高段者元立ち指導稽古、互格稽古(中高生、一般) 15:10~16:30

6. 11月25日(日) 14:00~17:00 川崎道場

**11月度 市剣連高段者研究会**

- ・参加対象 : 剣道四段(受審予定者を含む)以上の家庭婦人・一般女子、一般会員(申し込み不要)
- ・稽古内容 : ①日本剣道形稽古 14:00~15:00  
②高段者元立ちによる指導稽古および互格稽古 15:10~16:30
- ・参加資格 : 藤沢市在住、在勤、在学、登録支部およびクラブに所属している者、藤沢市剣道連盟登録者のいずれかに該当する者

—以上—